

地方自治法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照表 目次

○	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第一条関係）	．．．．．	1
○	地方自治法施行令（抄）（第二条関係）	．．．．．	4
○	公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	16
○	地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）（抄）（第四条関係）	．．．．．	19
○	市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（抄）（第五条関係）	．．．．．	21

改 正 案	現 行
地方自治法施行令目次 第一編 （略） 第二編 普通地方公共団体 第一章～第四章 （略） 第五章 財務 第六章 情報システム 第七章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係 第八章 大都市等に関する特例 第九章～第十二章 （略） 第三編・第四編 （略） 附則 第二編 普通地方公共団体 第五章 財務 第十節 雑則	地方自治法施行令目次 第一編 （略） 第二編 普通地方公共団体 第一章～第四章 （略） 第五章 財務 （新設） 第六章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係 第七章 大都市等に関する特例 第八章～第十一章 （略） 第三編・第四編 （略） 附則 第二編 普通地方公共団体 第五章 財務 第十節 雑則

(普通地方公共団体の規則への委任)

第七十三条の六 (略)

第六章 情報システム

(地方自治法第二百四十四条の六第三項の指針及び助言の対象から除く
執行機関)

第七十三条の七 地方自治法第二百四十四条の六第三項に規定する政令
で定める執行機関は、公安委員会とする。

第七章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相
互間の関係

第八章 大都市等に関する特例

第九章 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通
地方公共団体との関係等の特例

第十章 外部監査契約に基づく監査

(普通地方公共団体の規則への委任)

第七十三条の六 この政令及びこの政令に基づく総務省令に規定するも
のを除くほか、普通地方公共団体の財務に関し必要な事項は、当該普通
地方公共団体の規則で定める。

(新設)

(新設)

第六章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相
互間の関係

第七章 大都市等に関する特例

第八章 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通
地方公共団体との関係等の特例

第九章 外部監査契約に基づく監査

第十一章 恩給並びに都道府県又は市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算	
第十章 恩給並びに都道府県又は市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算	第十一章 補則

改 正 案	現 行
第二編 普通地方公共団体 第五章 財務 第十節 雑則 （公金の支出の委託） 第七十三條の三 （略） 2 （略） （特定歳入等の収納） 第七十三條の四 地方自治法第二百四十三條の二の七第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。	第二編 普通地方公共団体 第五章 財務 第十節 雑則 （公金の支出の委託） 第七十三條の三 地方自治法第二百四十三條の二の六第一項に規定する政令で定めるものは、第六十一條第一項第一号から第十五号までに掲げる経費、貸付金及び同条第二項の規定によりその資金を前渡することのできる払戻金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）とする。 2 第五十九條の規定は、地方自治法第二百四十三條の二第二項の規定により歳出の支出に関する事務を委託した場合の精算残金を返納させるときについて準用する。 （新設）

一 地方税（当該地方税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）

二 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第二十一条の二に規定する地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金

三 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金

四 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第二条第九号に規定する特別法人事業税に係る徴収金

2 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の五から第五十七条の五の三までの規定は、地方自治法第二百四十三条の二の七第二項の規定により地方税共同機構に同項に規定する特定収納事務を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十七条の五第一項	特定徴収金（法第七百四十七条の六第二項に規定する特定徴収金をいう）	特定歳入等（地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する特定歳入等をいう）
------------	-----------------------------------	---

（新設）

同項に規定する特定徴	第三項	第五十七條の五の 二第一項	特定徴収金の収納の事 務	納付し、又は納入すべ き	特定徴収金	特定徴収金の	納付又は納入
特定収納事務	地方自治法第二百四十 三条の二の七第四項に おいて準用する法第七 百四十七條の六第三項		地方自治法第二百四十 三条の二の七第二項に 規定する特定収納事務 (次条第一項及び第四 項において「特定収納 事務」という。)	納付すべき	特定歳入等	特定歳入等の	納付

	第五十七條の五の 二第二項及び第三 項	特定徴収金	収金の収納の事務
第五十七條の五の 二第四項	特定徴収金の収納の事 務	特定収納事務	
第五十七條の五の 三	法第七百四十七條の八 第一項及び第七百四十 七條の九	地方自治法第二百四十 三條の二の七第四項に おいて準用する法第七 百四十七條の八第一項 九	
第五十七條の五の 三第一号	法第七百四十七條の八 第一項	地方自治法第二百四十 三條の二の七第四項に おいて準用する法第七 百四十七條の八第一項	

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等）

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等）

第百七十三条の五 地方自治法第二百四十三条の二の八第一項に規定する

政令で定める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団体の長等（以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 地方警務官（警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。）以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二の八第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 二 （略）

第百七十三条の四 地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する

政令で定める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団体の長等（以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 地方警務官（警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。）以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 普通地方公共団体の長 六

ロ 副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、教育委員会
の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又
は監査委員 四

ハ 人事委員会の委員若しくは公平委員会の委員、労働委員会の委員

3 地方自治法第二百四十三條の二の八第一項の条例（第二号において「	2 地方自治法第二百四十三條の二の八第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の長等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一・二 （略）	二 （略）
3 地方自治法第二百四十三條の二の七第一項の条例（第二号において「	2 地方自治法第二百四十三條の二の七第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の長等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 地方警務官以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体の長の基準給与年額 二 地方警務官 地方警務官の基準給与年額 イ 警視總監又は道府県警察本部長 二 ロ イに掲げる地方警務官以外の地方警務官 一	、農業委員会の委員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者 二 二 普通地方公共団体の職員（地方警務官並びに口及びハに掲げる普通地方公共団体の職員を除く。） 一 二 地方警務官 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第二号において「地方警務官の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

一部免責条例」という。)を定めている普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体における普通地方公共団体の長等が同項の規定により普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を免れたことを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を当該普通地方公共団体の議会に報告するとともに、当該事項を公表しなければならない。

一・二 (略)

三 地方自治法第二百四十三条の二の八第一項の規定により当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を免れた額

4 前三項に定めるもののほか、地方自治法第二百四十三条の二の八第一項の規定による普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部の免責に
関し必要な事項は、総務省令で定める。

(法人の経営状況等を説明する書類)

第七十三條の六 (略)

一部免責条例」という。)を定めている普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体における普通地方公共団体の長等が同項の規定により普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を免れたことを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を当該普通地方公共団体の議会に報告するとともに、当該事項を公表しなければならない。

一 当該普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた事実及び当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額

二 当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から一部免責条例に基づき控除する額及びその算定の根拠

三 地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の規定により当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を免れた額

4 前三項に定めるもののほか、地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の規定による普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部の免責に
関し必要な事項は、総務省令で定める。

(法人の経営状況等を説明する書類)

第七十三條の五 地方自治法第二百四十三条の三第二項に規定する政令

で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

2 地方自治法第二百四十三条の三第三項に規定する政令で定める書類は、信託契約で定める計算期ごとの事業の計画及び実績に関する書類とする。

(普通地方公共団体の規則への委任)

第百七十三条の七 (略)

第六章 情報システム

(地方自治法第二百四十四条の六第三項の指針及び助言の対象から除く)

執行機関)

第百七十三条の八 (略)

第三編 特別地方公共団体

第二章 特別区

(特別区財政調整交付金の総額)

第二百十条の十 地方自治法第二百八十二条第二項に規定する特別区財政調整交付金(以下「交付金」という。)の総額は、同項に規定する地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都が課するものの収入額と法人の行う事業に対する事業税の収入額(同法第七十二条の二十四の七第九項の規定により同法第七百三十四条第四項に規定する標準税率を

(普通地方公共団体の規則への委任)

第百七十三条の六 この政令及びこの政令に基づく総務省令に規定するも

のを除くほか、普通地方公共団体の財務に関し必要な事項は、当該普通地方公共団体の規則で定める。

第六章 情報システム

(地方自治法第二百四十四条の六第三項の指針及び助言の対象から除く)

執行機関)

第百七十三条の七 地方自治法第二百四十四条の六第三項に規定する政令で定める執行機関は、公安委員会とする。

第三編 特別地方公共団体

第二章 特別区

(特別区財政調整交付金の総額)

第二百十条の十 地方自治法第二百八十二条第二項に規定する特別区財政調整交付金(以下「交付金」という。)の総額は、同項に規定する地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都が課するものの収入額と法人の行う事業に対する事業税の収入額(同法第七十二条の二十四の七第九項の規定により同法第七百三十四条第四項に規定する標準税率を

超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に地方税法施行令第五十七条の二の七第一項に規定する標準税率超過率を乗じて得た額を控除した額）に同法第七百三十四条第四項に規定する政令で定める率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按（あん）分して得た額のうち特別区に係る額との合算額に条例で定める割合を乗じて得た額（次条第二項及び第三項において「交付金総額」という。）とする。

（交付金の交付）

第二百十条の十二 普通交付金は、地方自治法第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされている事務の処理に要する経費につき、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十一条から第十三条までに規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政需要額（次項及び第二百十条の十五において「基準財政需要額」という。）が、地方税法第七百三十六条第一項の規定により読み替えられた同法第一条第二項において準用する同法第五条第二項の規定により特別区が課する税（以下この項において「特別区が課する税」という。）（、同法第七百三十四条第三項において準用する同法第七十一条の二十六第一項の規定により特別区に交付するものとされる利子割に係る交付金（以下この項において「利子割交付金」という。）（、同法第七百三十四条第三項において準用する同法第七十一条の四十七第一項の規定によ

超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の七第一項に規定する標準税率超過率を乗じて得た額を控除した額）に同法第七百三十四条第四項に規定する政令で定める率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按（あん）分して得た額のうち特別区に係る額との合算額に条例で定める割合を乗じて得た額（次条第二項及び第三項において「交付金総額」という。）とする。

（交付金の交付）

第二百十条の十二 普通交付金は、地方自治法第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされている事務の処理に要する経費につき、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十一条から第十三条までに規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政需要額（次項及び第二百十条の十五において「基準財政需要額」という。）が、地方税法第七百三十六条第一項の規定により読み替えられた同法第一条第二項において準用する同法第五条第二項の規定により特別区が課する税（以下この項において「特別区が課する税」という。）（、同法第七百三十四条第三項において準用する同法第七十一条の二十六第一項の規定により特別区に交付するものとされる利子割に係る交付金（以下この項において「利子割交付金」という。）（、同法第七百三十四条第三項において準用する同法第七十一条の四十七第一項の規定によ

り特別区に交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項において「配当割交付金」という。））、同法第七百三十四条第三項において準用する同法第七十一条の六十七第一項の規定により特別区に交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項において「株式等譲渡所得割交付金」という。））、同法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定により特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下この項において「地方消費税交付金」という。））、同法第百三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下この項において「ゴルフ場利用税交付金」という。）並びに同法第七十七条の六第一項の規定により特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項において「環境性能割交付金」という。））の収入額並びに地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定により特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の額につき、特別区が課する税にあつては地方交付税法第十四条第二項に規定する基準税率に係る率を百分の八十五とし、利子割交付金にあつては同条第一項の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、配当割交付金にあつては同項の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、株式等譲渡所得割交付金にあつては同項の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、地方消費税交付金にあつては同項の地方消

り特別区に交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項において「配当割交付金」という。））、同法第七百三十四条第三項において準用する同法第七十一条の六十七第一項の規定により特別区に交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項において「株式等譲渡所得割交付金」という。））、同法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定により特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下この項において「地方消費税交付金」という。））、同法第百三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下この項において「ゴルフ場利用税交付金」という。）並びに同法第七十七条の六第一項の規定により特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項において「環境性能割交付金」という。））の収入額並びに地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の規定により特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の額につき、特別区が課する税にあつては地方交付税法第十四条第二項に規定する基準税率に係る率を百分の八十五とし、利子割交付金にあつては同条第一項の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、配当割交付金にあつては同項の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、株式等譲渡所得割交付金にあつては同項の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、地方消費税交

費税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、ゴルフ場利用税交付金にあつては同項のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、環境性能割交付金にあつては同項の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項及び同条第三項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政収入額（次項及び第二百十条の十五において「基準財政収入額」という。）を超える特別区に対して、次項に定めるところにより交付する。

2
4 （略）

交付金にあつては同項の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、ゴルフ場利用税交付金にあつては同項のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、環境性能割交付金にあつては同項の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項及び同条第三項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政収入額（次項及び第二百十条の十五において「基準財政収入額」という。）を超える特別区に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各特別区に対して交付すべき普通交付金の額は、当該特別区の基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この項において「財源不足額」という。）とする。ただし、各特別区について算定した財源不足額の合算額（以下この章において「財源不足額合算額」という。）が普通交付金の総額を超える場合には、次の式により算定した額とする。

当該特別区の財源不足額－当該特別区の基準財政需要額×（財源不足額合算額－普通交付金の総額）／基準財政需要額が基準財政収入額を超える特別区の基準財政需要額の合算額）

3 各年度において、普通交付金の総額が前項ただし書の規定により算定した各特別区に対して交付すべき普通交付金の合算額に満たない場合には、当該不足額は、当該年度の特別交付金の総額を減額してこれに充てるものとする。

4 特別交付金は、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情

があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付する。

○ 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）（第三条関係）

改正案	現行
（参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法等の適用等） 第一条の二 参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法その他の法令の規定の適用については、同法第七十五条第三項及び第五項、第九十八条第一項、第二百一十一条、第二百二十五条、第三百三十八条の二の二、第三百三十八条の三、第三百三十八条の四第二項、第八十条の二、第八十条の三（事務の従事に係る部分に限る。）、第八十条の四、第八十条の六、第八十条の七、第九十三条（同法第二百二十七条第二項、第四百一十一条第一項及び第六十六条第一項に係る部分を除く。）、第九十八条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第九十九条第九項、第十一項及び第十三項から第十五項まで、第二百三条の二第一項、第二百四十一条第一項、第二百四十一条第二項、第二百四十二条第二項、第二百三十八条の二、第二百三十八条の四第九項、第二百四十二条第一項、第四項、第五項、第八項及び第九項、第二百四十二条の二第一項、第二項第二号及び第四号並びに第七項、第二百四十二条の三第五項、第二百四十三条の二の八第一項、第二百五十条の十三第三項から第三項まで及び第七項、第二百五十条の十四第一項から第四項まで、第二百五十条の十五、第二百五十条の十六、第二百五十条の十七第一項、第二百五十条の十八第一項、第二百五十条の十九、第二百五十	（参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法等の適用等） 第一条の二 参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法その他の法令の規定の適用については、同法第七十五条第三項及び第五項、第九十八条第一項、第二百一十一条、第二百二十五条、第三百三十八条の二の二、第三百三十八条の三、第三百三十八条の四第二項、第八十条の二、第八十条の三（事務の従事に係る部分に限る。）、第八十条の四、第八十条の六、第八十条の七、第九十三条（同法第二百二十七条第二項、第四百一十一条第一項及び第六十六条第一項に係る部分を除く。）、第九十八条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第九十九条第九項、第十一項及び第十三項から第十五項まで、第二百三条の二第一項、第二百四十一条第一項、第二百四十一条第二項、第二百四十二条第二項、第二百三十八条の二、第二百三十八条の四第九項、第二百四十二条第一項、第四項、第五項、第八項及び第九項、第二百四十二条の二第一項、第二項第二号及び第四号並びに第七項、第二百四十二条の三第五項、第二百四十三条の二の七第一項、第二百五十条の十三第三項から第三項まで及び第七項、第二百五十条の十四第一項から第四項まで、第二百五十条の十五、第二百五十条の十六、第二百五十条の十七第一項、第二百五十条の十八第一項、第二百五十条の十九、第二百五十

一条第二項、第二百五十一条の五第一項、第二百五十一条の七第一項、第二百五十二条の二十六の三、第二百五十二条の二十六の四第二項、第二百五十二条の二十六の五第三項、第二百五十二条の二十六の六、第二百五十二条の二十六の八、第二百五十二条の二十六の九第一項、第二百五十二条の二十六の十、第二百五十二条の三十三第一項、第二百五十二条の三十七第五項（同法第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十八第四項及び第六項（これらの規定を同法第二百五十二条の三十九第十四項、第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十九第十二項並びに第二百五十二条の四十三第七項の規定、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項及び第三十八条の二第一項の規定並びに地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第三百三十七条、第四百十条（同令第三百三十条に係る部分を除く。）及び第七十四条の三第一項第一号の規定に限り、参議院合同選挙区選挙管理委員会を地方自治法第三百三十八条の四第一項に規定する委員会とみなす。

2 地方自治法第八十五条の二及び第八十九条第二項の規定並びに地方自治法施行令第七十三条の五第一項（第一号ロに係る部分に限る。）

の規定は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員について準用する。

3・4 （略）

一条第二項、第二百五十一条の五第一項、第二百五十一条の七第一項、第二百五十二条の三十三第一項、第二百五十二条の三十七第五項（同法第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十八第四項及び第六項（これらの規定を同法第二百五十二条の三十九第十四項、第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十九第十二項並びに第二百五十二条の四十三第七項の規定、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項及び第三十八条の二第一項の規定並びに地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第三百三十七条、第四百十条（同令第三百三十条に係る部分を除く。）及び第七十四条の三第一項第一号の規定に限り、参議院合同選挙区選挙管理委員会を地方自治法第三百三十八条の四第一項に規定する委員会とみなす。

2 地方自治法第八十五条の二及び第八十九条第二項の規定並びに地方自治法施行令第七十三条の四第一項（第一号ロに係る部分に限る。）

の規定は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員について準用する。

3 前二項の場合における地方自治法施行令第三百三十七条第一項の規定の適用については、同項中「除斥のため同条第三項の規定により臨時に補

充員を委員に充ててもなお」とあるのは、「除外のため」とする。

4 地方自治法第二百五十二条の十七の九の規定により合同選挙区都道府県の臨時選挙管理委員が選任された場合には、当該臨時選挙管理委員をもつて参議院合同選挙区選挙管理委員会の臨時委員に充て、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員の職務を行わせるものとする。この場合において、法及びこの政令中参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員に関する規定（法第五条の六第六項及び第八項の規定並びに前条の規定を除く。）は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の臨時委員に適用する。

改正案	現行
（法の適用の廃止） 第六条 （略） 2 3 4 （略）	（法の適用の廃止） 第六条 地方公営企業又は地方公営企業以外の企業について法の規定又は法の規定の全部若しくは財務規定等の適用がないこととなる場合には、その適用がないこととなる日の前日の属する当該事業の事業年度は、法第十九条の規定にかかわらず、同日をもつて終了し、当該事業年度の決算は、従前の例により行うものとする。ただし、法第三十条の規定による管理者の権限は、当該地方公共団体の長（法第三十四条の二ただし書の規定により当該地方公共団体の会計管理者が行っていた権限については、当該地方公共団体の会計管理者）が行うものとし、借り入れた一時の借入金があるときは、法の適用がないこととなる日の属する会計年度において一時借入金返還金として歳出に計上しなければならない。 2 前項の場合において、法の適用がないこととなる日の前日の属する事業年度以前の事業年度に発生した債権又は債務に係る未収金又は未払金は、法の適用がないこととなる日の属する会計年度において歳入又は歳出として整理するものとする。 3 第一項の場合において、法の適用がないこととなる日の前日の属する事業年度の支出予算の経費の金額のうち法第二十六条第一項又は第二項の規定により翌年度に繰り越して使用することとしたものは、法の適用

5 第一項の場合において、法の適用がないこととなる日前の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、地方自治法第二百四十三条の二の九の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行うものとする。

がないこととなる日の属する会計年度において使用することができる。

4 第一項の場合において、法の適用がないこととなる日の前日の属する事業年度の予算において法第三十三条第二項の規定に基づきその取得又は処分について定められている資産で同日までに取得又は処分が終わらなかったものについては、法の適用がないこととなる日の属する会計年度に限り、地方自治法第九十六条第一項第六号から第八号まで並びに第二百三十七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該予算の定めに基づき、その取得又は処分をすることができる。

5 第一項の場合において、法の適用がないこととなる日前の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、地方自治法第二百四十三条の二の八の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行うものとする。

○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（抄）（第五条関係）

改正案				（地方自治法の財務に関する規定を準用する場合の技術的読替え） 第四十四条 法第四十七条の規定により合併特例区の財務について同条に規定する地方自治法の規定を準用する場合には、同法（第二百四十二条第十項、第二百四十三条の二の七第八項及び第二百四十三条の二の八第一項を除く。）の規定中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
号	第二百四十三条の二の六第三項	（略）	（略）	
二の七第二項第一号	住民	（略）	（略）	
	合併特例区の区域内に住所を有する者	（略）	（略）	
現行				（地方自治法の財務に関する規定を準用する場合の技術的読替え） 第四十四条 法第四十七条の規定により合併特例区の財務について同条に規定する地方自治法の規定を準用する場合には、同法（第二百四十二条第十項及び第二百四十三条の二の七第一項を除く。）の規定中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
（新設）	第二百四十三条の二の六第三項	（略）	（略）	
（新設）	会計管理者	規則	（略）	
（新設）	合併特例区の長	合併特例区規則	（略）	

第二百四十三條の 二の七第八項	普通地方公共団体の長 及び	第二百四十三條の 二の八第一項	(略)	(略)	(略)	(略)	第二百四十三條の 二の八第二項
第二百四十三條の 二の八第二項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第二百四十三條の 二の七第二項	議会 に関する議決をしようとする	第二百四十三條の 二の七第一項	普通地方公共団体の長 若しくは委員又は当該 普通地方公共団体の 普通地方公共団体の長 等	普通地方公共団体の長 若しくは委員又は当該 普通地方公共団体の 普通地方公共団体の長 等	普通地方公共団体の長 若しくは委員又は当該 普通地方公共団体の 普通地方公共団体の長 等	普通地方公共団体の長 若しくは委員又は当該 普通地方公共団体の 普通地方公共団体の長 等	(新設)
第二百四十三條の 二の七第二項	長	合併特例区に	合併特例区の長等	合併特例区の長等	合併特例区の長又は	合併特例区の長は	(新設)

(略)	(略)	
(略)	(略)	
聴かなければ	監査委員	
聴き、当該意見を合併特例区協議会及び合併市町村の長に報告しなければならぬものと、合併市町村の長は、当該合併特例区規則の制定又は改廃について、同項の規定により合併市町村の議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ当該意見を合併市町村の議会に報告しなければ	合併市町村の監査委員	により合併特例区協議会の同意を得た上で、同条第二項及び第三項の規定により合併市町村の議会の議決を経てする合併市町村の長の承認を受けようとする

第二百四十三條の 三第一項	第二百四十三條の 二の九第九項			
		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第二百四十三條の 三第一項	第二百四十三條の 二の八第九項			
		借入金 財産、地方債及び一時 借入金	その意見を付けて議 会に付議しなければ	あらかじめ監査委員
財産及び一時借入金	合併市町村の監査委員	合併市町村の長は、あ らかじめ合併市町村の 監査委員	当該意見を合併特例区 協議会及び合併市町村 の長に報告しなければ ならないものとし、合 併市町村の長は、当該 賠償責任の全部又は一 部の免除について、合 併市町村の議会の議決 を経ようとするときは 、あらかじめ当該意見 を合併市町村の議会に 報告しなければ	

	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(地方自治法施行令の財務に関する規定の準用)

第五十条 地方自治法施行令第四百二十二条第一項及び第二項、第四百三十三條、第四百四十五條から第四百四十八條まで、第四百五十條、第四百五十二條（第一項第一号に係る部分を除く。）、第四百五十四條から第四百六十條まで、第四百六十一條から第四百六十五條の七まで、第四百六十六條の二から第四百六十七條の十七まで、第四百六十八條の六、第四百六十八條の七第一項及び第三項、第四百六十九條から第四百六十九條の七まで、第四百七十條の二、第四百七十條の四、第四百七十條の五第一項及び第二項前段、第四百七十一條から第四百七十一條の六まで、第四百七十一條の七第一項及び第二項並びに第四百七十二條から第四百七十三條の七までの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定（同令第四百六十九條の二第一号、第四百七十三條の五及び第四百七十三條の七の規定を除く。）中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

	住民	合併特例区の区域内に住所を有する者
(略)	(略)	(略)

(地方自治法施行令の財務に関する規定の準用)

第五十条 地方自治法施行令第四百二十二条第一項及び第二項、第四百三十三條、第四百四十五條から第四百四十八條まで、第四百五十條、第四百五十二條（第一項第一号に係る部分を除く。）、第四百五十四條から第四百六十條まで、第四百六十一條から第四百六十五條の七まで、第四百六十六條の二から第四百六十七條の十七まで、第四百六十八條の六、第四百六十八條の七第一項及び第三項、第四百六十九條から第四百六十九條の七まで、第四百七十條の二、第四百七十條の四、第四百七十條の五第一項及び第二項前段、第四百七十一條から第四百七十一條の六まで、第四百七十一條の七第一項及び第二項並びに第四百七十二條から第四百七十三條の六までの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定（同令第四百六十九條の二第一号、第四百七十三條の四及び第四百七十三條の六の規定を除く。）中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第百七十三条の二 第二項	第百七十三条の五 第一項
(略)	(略)
(略)	(略)

第百七十三条の二 第二項	第百七十三条の四 第一項
規則	会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、収納事務取扱金融機関
合併特例区規則	次の 合併特例区又は合併市町村から同項の損害を賠償する責任（第三項及び第四項において「合併特例区の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項

(略)	同項	
(略)	市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の八第一項	

普通地方公共団体の長	同項	
合併特例区の長等（	市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の七第一項	の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項において「合併特例区の長等の基準給与年額」という。）に、次の

第百七十三条の五 第一項第一号				
地方警務官（警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。） 以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二の八第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の 原因となつた行為を行	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	

第七十三條の四 第一項第一号	地方警務官（警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。 以下この項及び次項各号において同じ。） 以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の 原因となつた行為を行	当該各号に定める	普通地方公共団体の長等」	等（
		それぞれ次に定める数 を乗じて得た	合併特例区の長等」	
	合併特例区の長 二			

つた日を含む会計年度
において在職中に支給
され、又は支給される
べき同法第二百三条の
二第一項若しくは第四
項又は第二百四条第一
項若しくは第二項の規
定による給与（扶養手
当、住居手当、通勤手
当、単身赴任手当、在
宅勤務等手当又は寒冷
地手当が支給されてい
る場合には、これらの
手当を除く。）の一会
計年度当たりの額に相
当する額として総務省
令で定める方法により
算定される額（次項第
一号において「普通地
方公共団体の長等の基
準給与年額」という。
）に、次に掲げる地方
警務官以外の普通地方

つた日を含む会計年度
において在職中に支給
され、又は支給される
べき同法第二百三条の
二第一項若しくは第四
項又は第二百四条第一
項若しくは第二項の規
定による給与（扶養手
当、住居手当、通勤手
当、単身赴任手当、在
宅勤務等手当又は寒冷
地手当が支給されてい
る場合には、これらの
手当を除く。）の一会
計年度当たりの額に相
当する額として総務省
令で定める方法により
算定される額（次項第
一号において「普通地
方公共団体の長等の基
準給与年額」という。
）に、次に掲げる地方
警務官以外の普通地方

	第百七十三条の五 第一項第二号
公共団体の長等の区分 に応じ、それぞれ次に 定める数を乗じて得た 額	(略)
	(略)
	第百七十三条の四 第一項第二号
公共団体の長等の区分 に応じ、それぞれ次に 定める数を乗じて得た 額	地方警務官 国から普 通地方公共団体の長等 の損害賠償責任の原因 となつた行為を行つた 日を含む会計年度にお いて在職中に支給され 、又は支給されるべき 一般職の職員の給与に 関する法律（昭和二十 五年法律第九十五号） その他の法律による給 与（扶養手当、住居手 当、通勤手当、単身赴 任手当、在宅勤務等手 当又は寒冷地手当が支 給されている場合には 、これらの手当を除く 。）の一会計年度当た
	合併特例区の職員 一

	第百七十三条の五 第二項	第百七十三条の五 第三項
	(略)	地方自治法第二百四十 三条の二の八第一項の 条例
	(略)	市町村の合併の特例に 関する法律第四十七条 において準用する地方 自治法第二百四十三条 の二の八第一項の合併 特例区規則

	第百七十三条の四 第二項	第百七十三条の四 第三項
りの額に相当する額と して総務省令で定める 方法により算定される 額（次項第二号におい て「地方警務官の基準 給与年額」という。） に、次に掲げる地方警 務官の区分に応じ、そ れぞれ次に定める数を 乗じて得た額	次の各号に掲げる普通 地方公共団体の長等の 区分に応じ、当該各号 に定める額	地方自治法第二百四十 三条の二の七第一項の 条例
	合併特例区の長等の基 準給与年額	市町村の合併の特例に 関する法律第四十七条 において準用する地方 自治法第二百四十三条 の二の七第一項の合併 特例区規則

							第百七十三条の五 第三項第一号	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

							第百七十三条の四 第三項第一号	
「一部免責条例	普通地方公共団体の長 は	普通地方公共団体における普通地方公共団体の長等	普通地方公共団体の長の損害賠償責任を	普通地方公共団体の議会	普通地方公共団体の長の損害賠償責任	普通地方公共団体の長の損害賠償責任	普通地方公共団体の長の損害賠償責任	普通地方公共団体の長の損害賠償責任
「一部免責合併特例区規則	合併特例区の長は	合併特例区における合併特例区の長等	合併特例区の長等の損害賠償責任を	合併特例区の合併特例区協議会並びに合併市町村の議会及び長	合併特例区の長の損害賠償責任	合併特例区の長の損害賠償責任	合併特例区の長の損害賠償責任	合併特例区の長の損害賠償責任

別表第五第一号		第百七十三条の七	第百七十三条の五 第四項	第百七十三条の五 第三項第三号	第百七十三条の五 第三項第二号	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第五第一号		第百七十三条の六	第百七十三条の四 第四項	第百七十三条の四 第三項第三号	第百七十三条の四 第三項第二号	
市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。）	都道府県及び指定都市	普通地方公共団体の規則	普通地方公共団体の長の損害賠償責任	普通地方公共団体の長等	一部免責条例	普通地方公共団体の長等
合併特例区	指定都市の区域内の合併特例区	合併特例区規則	合併特例区の長等の損害賠償責任	合併特例区の長等	一部免責合併特例区規則	合併特例区の長等

2 (略)	(略)
	(略)
	(略)
2 法第三十五条の規定は、前項の規定により読み替えて準用する地方自治法施行令第六十七条の十七に規定する合併特別区規則を制定した場合について準用する。	(略)
	(略)
	(略)